

# 令和8年度 いじめ防止に向けた基本方針

八王子市立城山中学校  
学校いじめ対策委員会

「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の下、教育委員会との連携を図り、いじめへの組織的な対応、法の理解、保護者や地域への啓発、生徒への指導の充実、重大事態への対処のために、次のとおり基本方針を定める。

## 1 いじめに対する基本認識

いじめに対しては、全教職員が法や条例を理解し、以下の基本認識を共有する。

- (1) いじめは、生徒の成長や人格形成に重大な危険を生じさせる人権侵害であり、犯罪行為として取り扱われるべき重大な事案も含まれる。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる。
- (3) いじめを『しない』『させない』『許さない』ため、全教職員で組織的に対応する。

## 2 早期発見に向けて

大人の目の届きにくいところで発生しやすいので、学校・家庭・地域が連携して発見する。

- (1) 日々の生徒の声に耳を傾けるとともに、毎月の調査を実施する。
- (2) 生徒の行動を注視し、教職員が見過ごすことなく、的確に認知していく。
- (3) 保護者や地域と情報を共有し、緊密な連携の下で真摯な対応を行う。

## 3 早期解消に向けて

詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を図り、すべての関係者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、速やかに事実関係を把握する。
- (2) 学級担任や学年主任、校長は事実に基づき、生徒や保護者への説明責任を果たす。
- (3) いじめる生徒には、重大性や危険性、緊急性を理解させ、自らの行為と真摯に向き合わせることで、反省と行動の改善を促す。
- (4) 警察や児童相談所、子ども家庭支援センター等の関係機関に相談し、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、特別支援教室専門員等と協力して指導する。

## 4 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を行い、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 学級や学校全体への指導を通して、生徒がいじめ・人権問題について考え、自分のこととして、自ら行動する集団づくりに努める。
- (2) 教職員の人権意識を徹底し、正しい言葉遣いや言語環境の提供に努める。
- (3) インターネットいじめの未然防止教育の充実を図る。

## 5 組織体制

いじめの防止等に関する措置を組織的・実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を置く。この会は原則として週1回、定例で実施し、校長・副校長・いじめ対策コーディネーター・生活指導主任・学年教員・養護教諭、SCまたはSSWを構成員とする。その分科会として「学校いじめ対策学年別部会」「学校いじめ対策生活指導部会」「学校いじめ対策（不登校関連）特別支援委員会」を置く。また、重大事態への対処のため、「学校いじめ対策全教職員委員会」を設置する。